

豊橋市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況 (令和6年度普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
令和6年度	人 366,089	千円 150,964,681	千円 1,513,936	千円 23,224,660	% 15.4	% 14.3

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含む。

(2) 職員給与費の状況 (令和6年度普通会計決算)

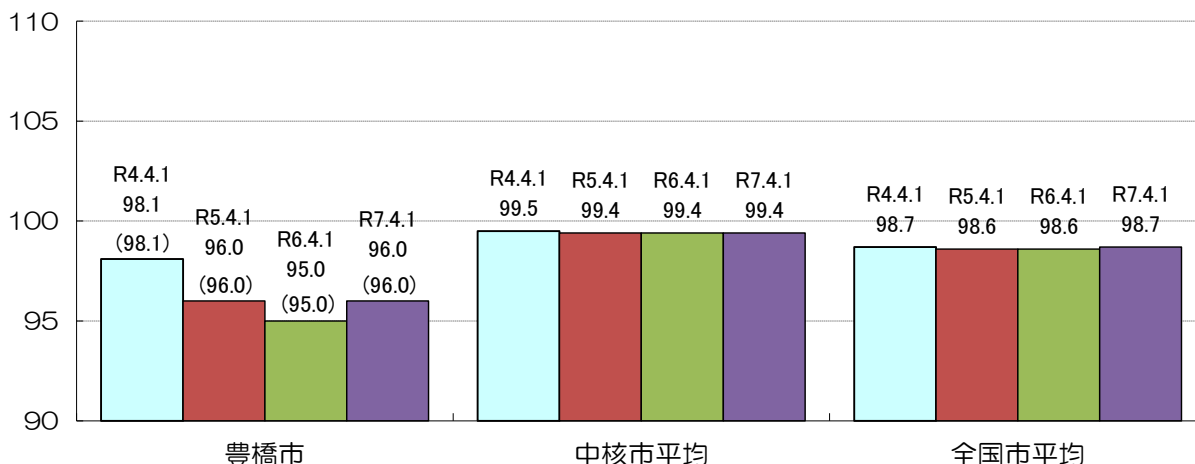
区分	職員数 A	給与				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 中核市平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	人 2,266	千円 8,620,962	千円 2,397,358	千円 3,558,497	千円 14,576,817	千円 6,433	千円 6,541

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)

3 中核市平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

① 給料表の見直し

[実施]

実施内容（実施（実施予定）時期、具体的な実施内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期） 令和7年4月1日
（内容） 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上昇を行った。また、8級及び9級の初号の給料月額を引き上げつつ上下の隣接する級間での給料月額の重なりを解消するとともに従来の号給の大きくくり化を実施。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）	国基準8%に対し、豊橋市においては8%を支給。		
（実施時期）	令和7年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、令和7年4月1日時点は6%、令和8年4月1日からは8%を支給。		
（参考）			
	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	3%	6%	8%
豊橋市の支給割合	3%	6%	8%

③ その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職特別勤務手当について見直しを実施するとともに、特定任期付職員について業績手当を廃止し、新たに勤勉手当の支給を実施。（令和7年4月1日実施）

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
豊橋市	40.2 歳	336,736 円	444,377 円	387,334 円
愛知県	41.7 歳	333,651 円	444,313 円	387,988 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
中核市	42.3 歳	331,473 円	417,367 円	377,585 円

(注) 一般行政職とは、医療・教育・消防・労務・税務・福祉・企業職以外の一般の事務・技術業務に携わる職員である。

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
豊橋市	323人	44.6歳	316,775円	393,009円	355,090円	—	—	—	—
うち清掃職員	136人	44.5歳	317,886円	406,775円	357,290円	廃棄物処理業	48.0歳	320,600円	1.27
うち学校給食員	8人	42.3歳	322,850円	368,676円	359,321円	飲食物調理従事者	44.5歳	288,300円	1.28
うち用務員	76人	47.3歳	330,975円	407,753円	372,318円	他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	48.2歳	273,400円	1.49
うち守衛	7人	39.2歳	298,814円	383,121円	347,306円	警備員	52.7歳	275,400円	1.39
愛知県	155人	52.3歳	306,790円	375,969円	345,277円	—	—	—	—
国	1,703人	51.3歳	294,567円	—	337,907円	—	—	—	—
中核市	175人	50.9歳	323,727円	381,452円	354,857円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
豊橋市	—	—	—
うち清掃職員	6,525,440円	4,457,900円	1.46
うち学校給食員	6,027,634円	3,831,800円	1.57
うち用務員	6,600,888円	3,721,700円	1.77
うち守衛	6,213,068円	3,709,100円	1.68

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和4年～6年の3カ年平均）。

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区分	豊橋市	愛知県	国	
一般行政職	大学卒	225,600円	230,900円	220,000円
	高校卒	194,500円	199,100円	188,000円
技能労務職	高校卒	205,000円～	184,900円	—
	中学卒	268,200円	—	—

（注）豊橋市の技能労務職の初任給は、学歴を問わず採用時年齢による。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和7年4月1日現在）

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	290,092円	372,184円	397,029円	425,109円
	高校卒	該当者なし	295,500円	335,700円	該当者なし
技能労務職	高校卒	該当者なし	307,400円	296,489円	402,000円
	中学卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし	該当者なし

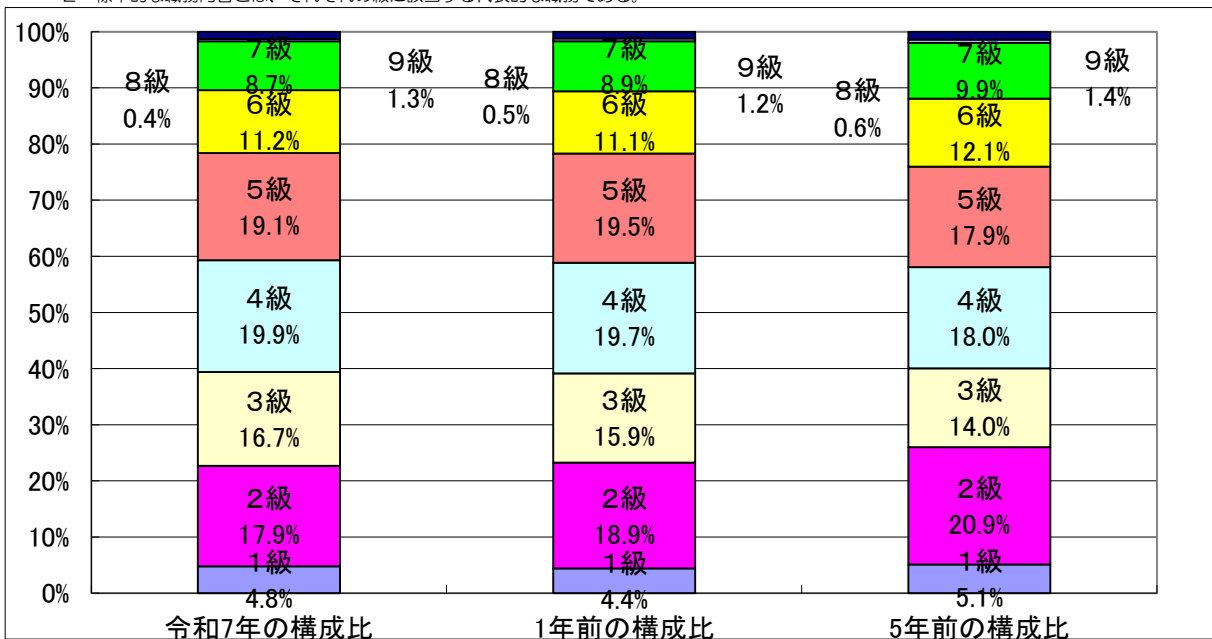
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

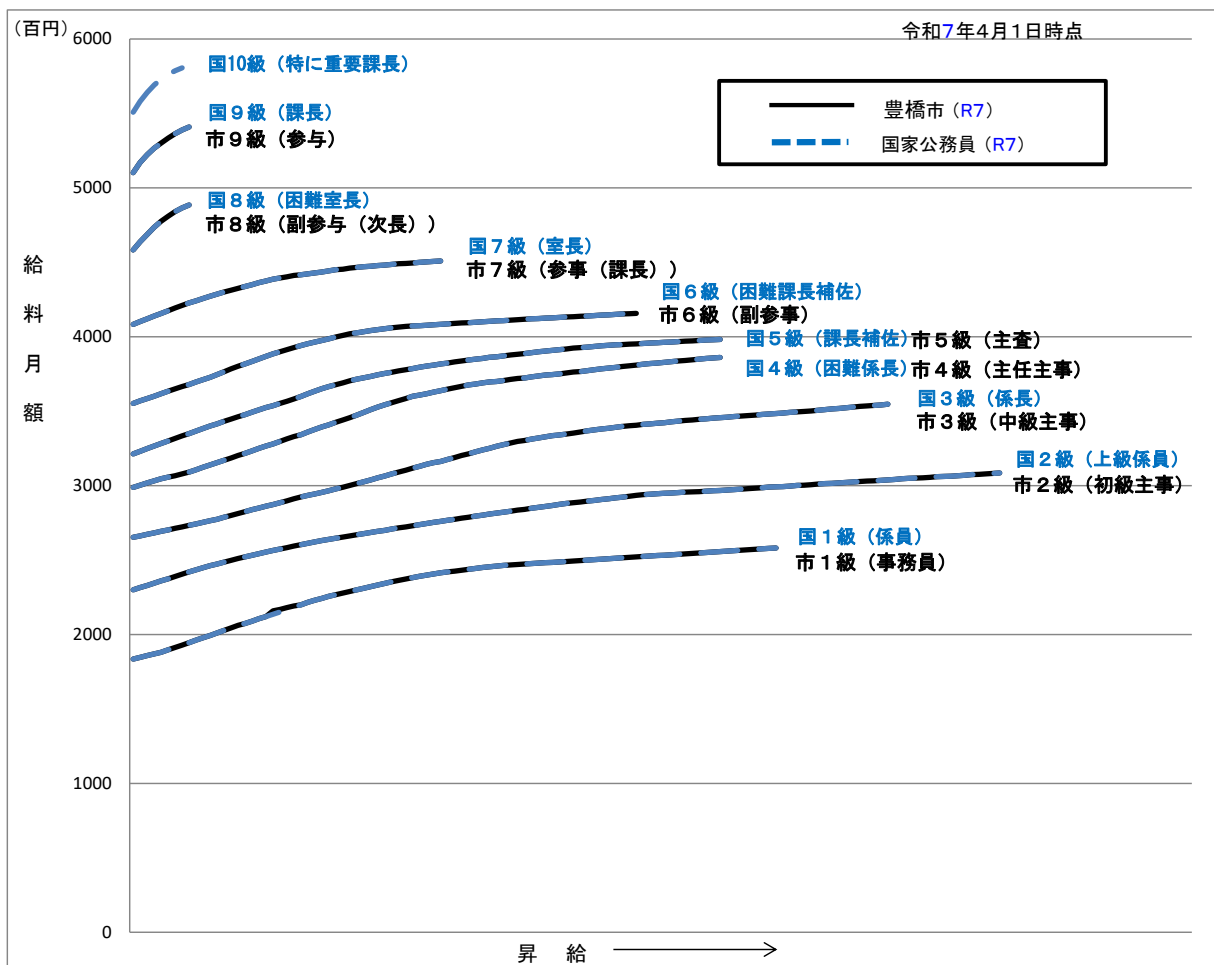
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	事務員・技術員	65人	4.8%	183,500円	258,100円
2級	主事・技師	241人	17.9%	230,000円	308,500円
3級		226人	16.7%	265,300円	354,700円
4級	主任主事・主任技師	268人	19.9%	298,800円	386,100円
5級	主査	257人	19.1%	321,300円	398,200円
6級	課長補佐	151人	11.2%	355,200円	415,700円
7級	課長級	117人	8.7%	408,300円	450,900円
8級	次長級	6人	0.4%	458,300円	488,500円
9級	部長	18人	1.3%	510,200円	540,900円

（注）1 豊橋市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（豊橋市）

令和7年4月2日から令和8年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している	○	○	○	○
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

豊橋市	愛知県	国
1人当たり平均支給額（令和6年度普通会計決算） 1,570 千円	1人当たり平均支給額（令和6年度普通会計決算） 1,884 千円	—
（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1,400) 月分 (1,000) 月分	（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1,400) 月分 (1,000) 月分	（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1,400) 月分 (1,000) 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職段階別加算 5～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職段階別加算 3～20% 管理職加算 4～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職段階別加算 5～20% 管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（豊橋市）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○			
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率			○	○
標準の成績率のみ（一律）	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

豊橋市	国
（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19,6695 月分 24,586875 月分 勤続25年 28,0395 月分 33,27075 月分 勤続35年 39,7575 月分 47,709 月分 最高限度 47,709 月分 47,709 月分 調整率 83.7 / 100	（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19,6695 月分 24,586875 月分 勤続25年 28,0395 月分 33,27075 月分 勤続35年 39,7575 月分 47,709 月分 最高限度 47,709 月分 47,709 月分 調整率 83.7 / 100
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2～4.5%加算あり 在職した役職に応じた加算あり	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2～4.5%加算あり
自己都合 応募認定・定年 1人当たり平均支給額 （令和6年度普通会計決算） 3,420 千円 19,352 千円	

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度普通会計決算）		280,591 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度普通会計決算）		127,079 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
下記以外	6 %	3,845 人	6 %
豊橋市（医師等）	16 %	239 人	16 %
都の特別区	20 %	5 人	20 %
支給割合が国の制度による支給割合を上回る場合、その理由			

（注） 地域手当は、給料、扶養手当、管理職手当の6%（医師等は16%、都の特別区内に在勤する職員は20%）を支給されるものである。医師等とは、医師及び歯科医師である。

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度普通会計決算）			75,037 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度普通会計決算）			88,487 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度実績）			43.0 %		
手当の種類（手当数）			34種類（19 手当）		
手当の名称	主な支給対象職員	種類	主な支給対象業務	支給実績 （令和6年度 普通会計決算）	左記職員に対する 支給単価
滞納整理手当	右の業務に従事した職員	1	庁外にあって行う滞納金の徴収及び督促事務	29 千円	日額 400 円
			滞納処分による差押え又はその他の方法により法的効力を有することとなった差押え	840 千円	1件につき 800 円
			公売又は競売による換価	16 千円	1件につき 800 円
福祉手当	右の業務に従事した職員	2	福祉事務所における生活保護の現業業務	1,769 千円	日額 300 円
			児童発達支援センターにおける児童指導業務	433 千円	日額 150 円
			保育所及び幼保連携型認定こども園における乳幼児（3歳未満）及び障害児保育業務	2,715 千円	日額 150 円
			こども発達センターにおける保育士が行う障害児療育業務	15 千円	日額 150 円
			特別養護老人ホームにおける入所者養護業務	0 千円	日額 250 円
			養護老人ホームにおける入所者養護業務	238 千円	日額 150 円
用地交渉手当	右の業務に従事した職員	3	老人デイサービスセンターにおける介助業務	0 千円	日額 150 円
			正規の勤務時間以外の時間において行う公共用地の取得等に係る交渉業務	249 千円	深夜に業務を行う場合 日額 1,500円 上記以外の場合 日額 1,000円
消防手当	右の業務に従事した職員	4	緊急出動により行う大型自動車等の運転業務	1,592 千円	1回につき 600 円
			大型自動車、中型自動車及び大型特殊自動車の運転業務	17 千円	1回につき 400 円
			準中型自動車の運転業務	1,925 千円	1回につき 100 円
			普通自動車の運転業務		
			災害活動等業務		
			火災その他火災に係る警戒、鎮圧、救助等の消防業務	7,753 千円	1回につき 1,000 円
			救急救命士が行う救急業務	16,580 千円	1回につき 450 円
			上記以外の者が行う救急業務	6,820 千円	1回につき 250 円
危険手当	右の著しく危険な業務に従事した職員	5	水質試験等の検査及び測定業務	37 千円	日額 150 円
			大雨、暴風又は洪水の警報発令時における道路、橋りょう、河川等の被害防止のための巡回監視または応急復旧の作業	7 千円	日没時から日出までの間に業務を行う場合 日額 1,065円 上記以外の場合 日額 710円
		6	巡回監視の場合		
			応急復旧の作業の場合	174 千円	日没時から日出までの間に業務を行う場合 日額 1,620円 上記以外の場合 日額 1,080円
		7	異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生し、災害対策基本法第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣されて行う災害応急対策の業務	532 千円	大規模な災害の場合 日額 1,080円(心身に著しい負担を与えると市長が認める業務を行う場合にあっては、日額1,620円) 上記以外の災害の場合 日額 710円(心身に著しい負担を与えると市長が認める業務を行う場合にあっては、日額1,080円)
			交通を遮断することなく行う道路上の作業	3 千円	日額 300 円
		8	道路維持課における交通を遮断することなく行う道路保守作業、消毒作業等	2,042 千円	日額 350 円
			9	高所又は深所における作業	128 千円
		10	一類感染症、二類感染症、新感染症及び指定感染症の感染症患者等の救護及び原因調査等の業務	0 千円	心身に著しい負担を与えると市長が認める業務の場合 日額 600円 上記以外の業務の場合 日額 300円
			市民病院における二類感染症患者等の入院医療業務（医師が行う業務を除く。）	0 千円	心身に著しい負担を与えると市長が認める業務の場合 日額 600円 上記以外の業務の場合 日額 300円
11	家畜伝染病（口蹄疫、流行性脳炎、狂犬病、炭疽(そ)、ブルセラ病、鼻疽(そ)、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに限る。）の病原体を有する家畜又はその疑いのある家畜に係る防疫の作業	5 千円	日額 300 円		
12	保健所における結核患者及び精神障害者並びにこれらの家族等の相談指導等の業務	312 千円	日額 300 円		
	こども発達センターにおける精神障害者及びその家族等の相談指導等の業務	0 千円	日額 300 円		
13	保健所における野犬等の収容等業務	17 千円	日額 250 円		

危険手当	右の著しく危険な業務に従事した職員	14	廃棄物処理施設への立入検査業務	53 千円	日額 300 円	
		15	資源化センターにおける焼却炉及び煙道内有害たい積物処理作業	296 千円	日額 200 円	
		16	動植物公園獣舎における動物飼育及び汚物取扱いの現業業務			
			獣医師が行う業務の場合	0 千円	日額 400 円	
		17	保健所及び市民病院における輸血検査、病理検査、微生物検査及び感染症検査の業務	上記以外の技手が行う業務の場合	0 千円	日額 250 円
					231 千円	日額 300 円
18	保健所及び市民病院における診療用放射線機器等を操作する技術業務及びこれに付随する放射線業務	0 千円	月額 7,000 円			
19	特定新型インフルエンザ等から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務	0 千円	規則で定める額			
行旅病人、同死亡人取扱手当	右の業務に従事した職員	20	行旅病人の収容作業	0 千円	1人につき 1,000 円	
		21	行旅死亡人の取扱作業	0 千円	1人につき 2,500 円	
清掃手当	右の業務に従事した職員	22	環境部におけるし尿及びごみの収集処理等の作業	19,531 千円	日額 610 円	
犬、ねこ死体処理手当	右の業務に従事した職員	23	犬及びねこの死体処理の作業 遺棄されたもの等の収集処理作業の場合	11 千円	1匹につき 400 円	
技術管理手当	右の業務に従事した職員	24	電気主任技術者が行う技術管理業務	76 千円	1か所につき、月額	
			ボイラー・タービン主任技術者が行う技術管理業務	0 千円		
			廃棄物処理施設技術管理者が行う技術管理業務	164 千円		
			建築主事が行う技術管理業務	66 千円		
夜間看護手当	右の業務に従事した職員	25	特別養護老人ホームにおいて正規の勤務時間による勤務を深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。夜間看護等手当の項において同じ。）において行う看護の業務	0 千円	勤務1回につき 3,300 円	
と畜検査手当	右の業務に従事した職員	26	食肉衛生検査所におけると畜検査の業務	3,058 千円	日額 900 円	
診療手当	右の業務に従事した職員	27	市民病院における医師が行う診療業務	0 千円	診療収入月額額の100分の5の額以内	
			こども発達センターにおける医師が行う診療業務	5,969 千円	診療収入月額額の100分の15の額以内	
保健所医師手当	右の業務に従事した職員	28	保健所における医師が行う業務	1,200 千円	月額 100,000 円以内	
妊産婦指導管理業務手当	右の業務に従事した職員	29	市民病院における助産師が行う妊産婦指導管理の業務	0 千円	日額 300 円	
分へん取扱手当	右の業務に従事した職員	30	市民病院における助産師が行う分へん取扱業務	0 千円	1件につき3,000円を当該業務に従事した助産師の数で除して得た額	
夜間看護等手当	右の業務に従事した職員	31	市民病院において正規の勤務時間による勤務の全部又は一部を深夜において医療職給料表（三）の適用を受ける職員が行う看護の業務又は医療職給料表（二）の適用を受ける職員が行う救急医療の業務			
			その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合	0 千円	勤務1回につき 8,700 円	
			その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 勤務1回につき深夜における勤務時間が、4時間以上である場合	0 千円	4,700 円	
			勤務1回につき深夜における勤務時間が、2時間以上4時間未満である場合	0 千円	4,300 円	
	勤務1回につき深夜における勤務時間が、2時間未満である場合	0 千円	2,600 円			
医療待機業務手当	右の業務に従事した職員	32	市民病院における緊急医療業務のため正規の勤務時間以外の時間に行う待機業務	0 千円	勤務1回につき 2,000 円	
緊急相談等業務手当	右の業務に従事した職員	33	庁外において正規の勤務時間以外の時間において行う緊急相談等業務	63 千円	日額 500 円	
教員特殊業務手当	右の業務に従事した職員	34	学校の管理下において行われる部活動における児童に対する指導の業務	0 千円	日額 2,700 円	

（注）特殊勤務手当は、著しく困難、危険、不快または不健康な勤務に従事した場合に支給されるものである。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度普通会計決算）	828,945 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度普通会計決算）	415 千円
支給実績（令和5年度普通会計決算）	801,321 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度普通会計決算）	407 千円

（注） 時間外勤務手当は、正規の勤務時間以外に勤務した場合、勤務した時間数に応じて支給されるものである。

職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) 寒冷地手当（令和7年4月1日現在）

なし

(7) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和6年度普通会計決算）	支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度普通会計決算)
扶養手当	配偶者3,000円、子11,500円、父母等6,500円を支給（16～22歳までの子は1人につき5,000円加算）	同じ	—	243,712 千円	237,768 円
住居手当	16,000円を超える家賃支払者/28,000円(上限額)、その他は非支給	同じ	—	152,141 千円	274,128 円
通勤手当	通勤距離2km以上の職員に距離・通勤方法に応じて2,400円～31,600円、定期券利用職員に購入価額を支給(1か月55,000円限度)、徒歩通勤者は非支給	異なる	距離区分毎の支給単価	165,087 千円	80,413 円
単身赴任手当	異動等に伴い住居を移転し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で居住する職員で、移転前の住居から公署への通勤が困難と認められる者30,000円～100,000円	同じ	—	1,008 千円	504,000 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給(行政職の場合、50,700～105,100円)	異なる	支給区分支給額	283,989 千円	743,427 円
休日勤務手当	休日等において、正規の勤務時間中に勤務をした場合に支給(勤務1時間につき、勤務1時間あたりの給与額の135～150/100)	同じ	—	171,232 千円	224,714 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務をした場合に支給(勤務1時間につき、勤務1時間あたりの給与額の25/100)	同じ	—	19,863 千円	67,561 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務をした場合に支給(宿日直勤務1回につき4,400円～21,000円)	同じ	—	2,082 千円	231,333 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日等に勤務した場合に支給(週休日等の場合(勤務1回につき7,000円～10,000円) 週休日以外の場合(勤務1回につき3,500円～5,000円))	異なる	支給区分支給額	3,153 千円	22,204 円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	1,091,000 円	(参考) 中核市における最高/最低額	
	副 市 長	915,000 円	1,180,000円 /	707,000円
報 酬	議 長	716,000 円	827,000円 /	584,000円
	副 議 長	651,000 円	748,000円 /	513,000円
	議 員	585,000 円	700,000円 /	475,000円
期 末 手 当	市 長 副 市 長	(令和6年度支給割合) 3.45 月分		
	議 長 副 議 員	(令和6年度支給割合) 3.45 月分		
退 職 手 当	市 長 副 市 長	(算定方式) 給料月額×在職月数×60/100 給料月額×在職月数×40/100 ※在職月数は48月を限度とする	(1期の手当額) 31,420,800円 17,568,000円	(支給時期) 任期ごと 任期ごと
	備 考			

- (注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。
2 期末手当は勤務期間により割落としがあ

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

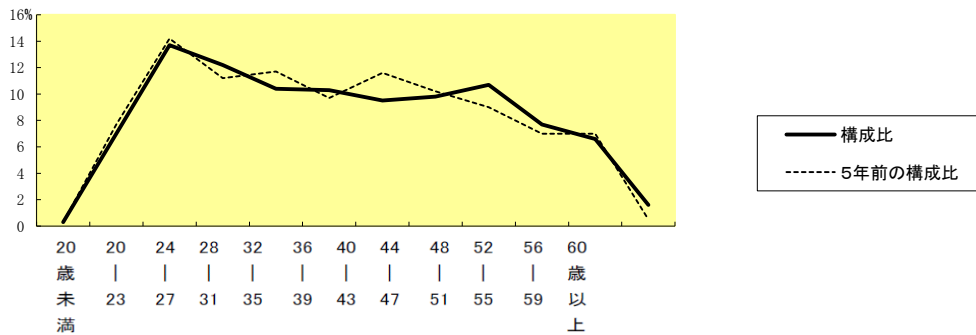
部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		令和6年	令和7年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	15	15	0	高齢者等虐待通報件数増加への対応
		総務	426	425	▲1	
		税務	110	112	2	
		民生	353	359	6	
		衛生	413	413	0	
		労働	5	5	0	
		農林水産	51	51	0	
		商工	50	48	▲2	
		土木	240	240	0	
	計	1,663	1,668	5	<参考> 人口1万当たり職員数 45.56 人 (中核市の人口1万当たり職員数 48.24 人)	
	教育部門	256	254	▲2		
消防部門	347	348	1			
小計	2,266	2,270	4	<参考> 人口1万当たり職員数 62.00 人 (中核市の人口1万当たり職員数 65.99 人)		
公営企業等部門	病院	1,348	1,369	21	看護業務の体制充実	
	水道	86	87	1		
	下水道	96	96	0		
	その他	139	138	▲1		
	小計	1,669	1,690	21		
合計	3,935 [3,925]	3,960 [3,979]	25 [54]	<参考> 人口1万当たり職員数 108.17 人		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 育児休業等への対応職員は含むが、次年度補充することとなる欠員は含まない。

3 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和7年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	12人	277人	544人	485人	411人	407人	378人	389人	424人	305人	263人	65人	3,960人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部 門 \ 年 度	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	過去5年間の増減数 (率)
一 般 行 政	1,554	1,556	1,588	1,617	1,663	1,668	114 (7.3%)
教 育	249	260	252	252	256	254	5 (2.0%)
消 防	337	337	333	339	347	348	11 (3.3%)
普通会計計	2,140	2,153	2,173	2,208	2,266	2,270	130 (6.1%)
公 営 企 業 等 会 計 計	1,606	1,635	1,655	1,668	1,669	1,690	84 (5.2%)
総合計	3,746	3,788	3,828	3,876	3,935	3,960	214 (5.7%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 上下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分		総費用 A	純損益	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
		千円	千円	千円	%	%
令和 6年度	水 道	5,928,460	296,404	582,529	9.8	10.0
	下水道	8,564,111	295,504	505,334	5.9	5.8

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費357,840千円を含まない。

区 分		職員数 A	給与費				一人当たり 給与費B/A	(参考) 全国市平均 一人当たり給与費
			給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
			千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和 6年度	水 道	91	348,394	78,630	142,547	569,571	6,259	6,316
	下水道	100	383,353	83,242	155,870	622,465	6,225	6,187

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
豊橋市水道事業	50.4 歳	340,625 円	521,585 円
豊橋市下水道事業	43.5 歳	342,448 円	518,721 円
団体平均（水道）	45.8 歳	345,838 円	524,813 円
団体平均（下水道）	44.6 歳	342,377 円	516,175 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

豊橋市上下水道事業		豊 橋 市	
1人当たり平均支給額（令和6年度決算）		1人当たり平均支給額（令和6年度普通会計決算）	
1,562 千円		1,570 千円	
（令和6年度支給割合）		（令和6年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.50 月分	2.10 月分	2.50 月分	2.10 月分
(1,400) 月分	(1,000) 月分	(1,400) 月分	(1,000) 月分
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職段階別加算額 5～20%		役職段階別加算 5～20%	

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

豊橋市上下水道事業			豊 橋 市		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 2～4.5%加算あり			定年前早期退職特例措置 2～4.5%加算あり		
在職した役職に応じた加算あり			在職した役職に応じた加算あり		
1人当たり平均支給額（令和6年度決算）	5,848 千円	4,544 千円	1人当たり平均支給額（令和6年度普通会計決算）	3,420 千円	19,352 千円

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		23,287 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		127,951 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
豊橋市	6 %	182 人	6 %

（注）1 地域手当は、給料、扶養手当、管理職手当の6%を支給されるものである。

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		4,965 千円				
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		49,168 円				
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度実績）		52.8 %				
手当の種類（手当数）		9種類（6 手当）				
手当の名称	主な支給対象職員	種類	主な支給対象業務	支給実績（令和6年度決算）	左記職員に対する支給単価	
滞納整理手当	右の業務に従事した職員	1	庁外にあって行う水道料金、下水道使用料及び下水道受益者負担金その他の滞納金の徴収及び督促事務	0 千円	日額 400 円	
			滞納処分による差押え又はその他の方法により法的効力を有することとなった差押え	0 千円	1件につき 800 円	
			公売又は競売による換価	0 千円	1件につき 800 円	
用地交渉手当	右の業務に従事した職員	2	正規の勤務時間以外の時間において行う公共用地の取得等に係る交渉業務	0 千円	日額 650 円	
危険手当	右の著しく危険な業務に従事した職員	3	水質試験の業務	219 千円	日額 150 円	
			4	大雨、暴風又は洪水の警報発令時における水道施設及び下水道施設の被害防止のための巡回監視又は応急復旧の作業（巡回監視の場合）	0 千円	日額 350 円
				同上（応急復旧作業の場合）	0 千円	日額 530 円
				交通を遮断することなく行う道路上の作業	714 千円	日額 300 円
汚物取扱手当	右の著しく危険な業務に従事した職員	7	下水道整備課における下水道管きよの清掃等の作業（管内作業の場合）	256 千円	日額 500 円	
			同上（上記以外の場合）	263 千円	日額 400 円	
			下水道施設課における処理場及びポンプ場の汚物取扱い等の作業	1,468 千円	日額 400 円	
待機業務手当	右の業務に従事した職員	8	水道の使用開始、中止清算等又は水道施設の事故発生等に対応するため正規の勤務時間以外の時間に行う待機業務	1,940 千円	勤務1 2,000 円 回につ き	
技術管理手当	右の業務に従事した職員	9	電気主任技術者が行う技術管理業務	96 千円	1か所につ き、月 額	

（注）特殊勤務手当は、著しく困難、危険、不快または不健康な勤務に従事した場合に支給されるものである。

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	60,324 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	357 千円
支給実績（令和5年度決算）	59,417 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	347 千円

（注）1 時間外勤務手当は、正規の勤務時間以外に勤務した場合、勤務した時間数に応じて支給されるものである。

（注）2 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

3 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）
扶養手当	配偶者3,000円、子11,500円、父母等6,500円を支給（16歳～22歳までの子は1人につき5,000円加算）	同じ	-	27,867 千円	273,206 円
住居手当	16,000円を超える家賃支払者/28,000円（上限額、その他は非支給）	同じ	-	10,740 千円	268,500 円
通勤手当	通勤距離2km以上の職員に距離・通勤方法に応じて2,400円～31,600円、定期券利用職員に購入価額を支給（1か月55,000円限度）、徒歩通勤者は非支給	同じ	-	12,413 千円	79,064 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給（企業職の場合、50,700～105,100円）	同じ	-	16,508 千円	786,095 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務をした場合に支給（勤務1時間につき、勤務1時間あたりの給与額の25/100）	同じ	-	5,768 千円	240,333 円